

論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨の公表

学位規則第8条に基づき、論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表する。

○氏名	稲澤 宏行 (いなざわ ひろゆき)
○学位の種類	博士 (政策科学)
○授与番号	甲 第945号
○授与年月日	2014年3月31日
○学位授与の要件	本学学位規程第18条第1項 学位規則第4条第1項
○学位論文の題名	武器輸出禁止規範の形成と限界
○審査委員	(主査) 宮脇 昇 (立命館大学政策科学部教授) 重森 臣広 (立命館大学政策科学部教授) 藤井 禎介 (立命館大学政策科学部准教授)

<論文の内容の要旨>

本論文は、戦後日本の武器輸出管理政策の形成過程において、武器輸出禁止規範の作用の限界を明らかにすることが目的である。本論文は、規範による政策過程の変容を扱う構成主義 (constructivism) による説明が適さない側面が大きいことを明確にし、「武器輸出三原則」(1967年) および「武器輸出に関する政府の統一見解」(1976年) が日本国憲法の平和主義原則を顕現するものとして形成されてきたものではないことを歴史を仔細に検討して説明したものである。

現在、野田政権の内閣官房長官談話(2011年12月)により、従来個別に実施してきた「武器輸出三原則」と「武器輸出に関する政府の統一見解」の例外化措置を「平和貢献・国際協力に伴う案件」と「我が国の安全保障に資する防衛装備品等の国際共同開発・生産に関する案件」について「包括的例外化」することとなった。この「包括的例外化」は戦後の武器輸出管理政策の大転換であるといわれる。

翻って1967年の武器輸出三原則は、もともと「武器」輸出にかかる外為法と輸出貿易管理令の運用に関する単なる「運用基準」の内容を敷衍したものに過ぎなかった。1956年および1967年の内閣法制局長官の国会答弁にあるように「製造、輸出それ自身が(憲法)9条に違反することはない」のであり、「武器」自体は、「日本国憲法第9条(以下、憲法第9条)」が規定する「戦力」にも該当しないとされていた。すなわち、「武器輸出三原則」が制定された1967年時点では憲法と「武器輸出三原則」の間には直接的な関係はない。

それでは、なぜ戦後日本の武器輸出管理政策は長らく武器輸出に対して抑制的であったのだろうか。先行研究においては、日本国憲法の存在を挙げるものもあるが、1960年代までの国会答弁であるように政府の一般的見解としては、当初から日本国憲法が武器の製造及び

輸出を直接禁止するものではない。しかし三原則の表明と統一見解の表明を経てあたかも憲法の「精神」が武器輸出を禁止するものであるとする言説が拡大されてきた。その後武器輸出禁止規範は自民党国防族や防衛行政に深く影を落としている。

歴史を俯瞰すると、自衛隊の武器調達のコスト削減や極東地域の安全保障という「軍事的利益」の観点から武器輸出を容認する意見は存在し、武器輸出自体、1960年代までは細々とではあるが続いていた。また三原則・統一見解表明後も仮に「武器輸出禁止規範」が政策形成に影響を与え続けていたのであれば、現時点においても日本の武器輸出管理政策が容易に転換されるはずがない。ところが1983年の中曽根政権の決定（アメリカに対する例外的措置）と野田政権の包括的例外化の検討は、例外という言葉を用いているとはいえ、規範が示す政策目標からの大きな逸脱であり、実際には反転となる。

この変化の背後には、規範の浸透の強弱では説明できない国際環境の変化、日米同盟の変質、国内軍需産業と政府・与党の関係の変化等の要因が存在するのではないか。本論文を貫くのはこれらの問いである。

上記の問題意識によって執筆された本論文の構成は、次の通りである。

「第1章 分析枠組みの検討」では、本事例を国際政治の既定の理論を用いて分析する際、各理論の特性を活かした説明範囲を明確にしようとする。従来の国際政治の理論において、リアリズムやリベラリズムが「軍事力」や「経済的利益」などの物質的（material）な要因に政治の動因を求めていたのに対して、「規範」や「アイディア」といった認知的な要因にその動因を求めることで、武器輸出三原則の変遷を説明できるとする先行研究がある。「ある特定のアイデンティティをもつアクターにとっての適切な行動の基準」と規範を定義した上で、アクターが特定の「規範」を「受容(内面化)」すると、「規範」に従うことの得失を計算するのではなく、そうであることを当然視し行動するようになると理解する立場からすれば、日本国憲法の平和主義に武器輸出三原則の根源はあることになる。先行研究におけるカツェンスタインのように「規範」によって安全保障政策を議論しようとする研究者は、「規範」に対する合意が得にくい軍事的安全保障において規範間の対立が深刻となったため、政策変化への柔軟性が損なわれたと論じ、「暴力は割に合わないという信念」や「平和的貿易国家としての自己像」が安全保障政策を規定してきたと指摘する。このような構成主義の理解による安全保障政策研究は、しかしながら本論文がとりあげるような武器輸出三原則をめぐる政策形成過程を対象とするには十分な分析視角ではない。

「第2章 講和独立期の防衛産業と武器輸出管理政策」では、第二次世界大戦後、日本では、海外への「輸出」を通商産業省が「外国為替及び外国貿易法(以下、外為法)」(1949年)と同法に基づく政令である「輸出貿易管理令」(1949年)によって管理してきた。これにより、一般的な貨物輸出と同様に、通商産業/経済産業大臣の承認/許可が必要とされた。

この時期に武器輸出三原則のうち2つの原則の原型が形成されることに本論文は着眼する。すなわち、第一に、武器輸出三原則の対共産圏輸出禁止の原則は1950年に発足したCOCOM(対共産圏輸出統制委員会)に起源を有するものである。1951年に11月に開催さ

れた COCOM 審議委員会において対日加入勧告決議がなされ、アメリカがその斡旋の任となった。この背景として、朝鮮戦争（1950年）の勃発により北朝鮮・中国などアジア圏の共産主義国への輸出統制の必要性が生じたことが挙げられる。日本はすでに占領期において対共産圏輸出統制を開始した。この政策は、講和後も継続された。

第二に、独立後も占領期の輸出統制を継続することについての是非を問われた政府が持ち出した論理が、国連協力であった。当時中国と北朝鮮には総会決議（1951年5月）に基き国連経済制裁が講じられていた。そこで、日本の通商政策は「国際連合に協力をする基本的なライン」に依拠するべきものとして言明された。すなわち戦後日本の通商政策は、日米安保を中軸とする西側陣営の一員としての日本の立場を明確に示したものであり、これは、時間的には武器輸出政策が確立する以前のものであった。結果的に、武器輸出三原則の「国連の経済制裁対象国」への武器輸出の禁止は、「対共産圏」禁輸の延長に位置づけられたものである。

この2つの原則は、「日本国憲法の理念」や「平和主義」といった平和的な色合いをもつものではなく、米国の対共産圏への輸出統制政策の一環として形成された、「軍事的利益」や「経済的利益」という国益の表現であった。

「第3章 防衛産業の再建と武器輸出問題」では、第二次中東戦争（1956年）をめぐる日本政府の対応が武器輸出三原則の「国際紛争の当事国又はそのおそれのある国向け」への武器輸出の禁止原則につながる原型となったことを説明する。中東での軍事的な対立は、イスラエルやシリアなどの国々から直接日本への武器買い付け団が送り込まれるほど深刻化していたものの、彼らによる武器の買い付けは生産設備の余剰を抱える防衛産業にとっては朗報といえた。しかし、日ソ国交回復を成就した鳩山内閣は、対ソ・対中東貿易の拡大方針を念頭に、武器輸出を通じて中東紛争に巻き込まれることが日本の国益を損ねることとなると考え、中東への武器輸出に慎重姿勢を崩さなかった。「紛争の平和的解決」原則を前提に鳩山内閣の重光外相は、自衛権を保持している以上は防衛産業の存在は必要であるとしながらも、自衛のための武器生産と武器輸出の分離を枢要とする認識を有した。鳩山政権は、冷戦下での「巻き込まれる不安」という「軍事的利益」と、民生品の輸出を阻害する可能性という「経済的利益」を主要因として「武器輸出を規制すべき」との姿勢をとった。そして、第二次中東戦争をめぐる鳩山政権の国益保持の観点による政策実施が武器輸出三原則の第三原則を形成する要因となった。むろんこの時点においても武器輸出実績は存在し、タイ、ビルマ、ブラジル、インドネシア、アメリカ、南ベトナム等の諸国に銃弾、ピストル、機銃備品、魚雷等が輸出されてきたのである。つまり通産相の許可が必要とはいえ武器は輸出され、三原則の基礎となる事例において例外的に禁止されていたのが実情である。

「第4章 武器輸出三原則の表明」では、第2章、第3章でみた三原則の基礎となる政策形成をもとに、禁輸対象の三原則の発表に至る過程が明確にされている。紛争地域である台湾、インドへの武器輸出は「軍事的利益」及び「経済的利益」の観点から輸出許可が下りることは無かった。防衛産業は、再び内需重視に舵を切り、1967年を初年とする第三次防

衛力整備計画の制定においては「自主防衛＝装備国産化」という形で自衛隊向けの装備品による内需を獲得するに及んだ。しかし結果的に防衛産業の動きが野党からの批判に晒されることとなり、佐藤首相によって禁輸対象の明確化を内容とする「武器輸出三原則」が表明されることとなった。他方で「輸出」に関しては、北爆開始後に前線基地のひとつとして位置づけられた在日米軍基地向けの武器納入が増加した。日米地位協定によって「輸出規制」の対象とはならなかったため、武器輸出に向けた防衛産業のロビー活動はオイルショック時まで不要となったのである。そして防衛産業は、佐藤による武器輸出三原則の表明自体も「実質的には大した影響のない」ものとして解したにすぎなかった。すなわち規範形成としては不完全であった。そもそも1967年の三原則は、繰り返すように3つに該当する場合には武器輸出を認めないという政策であり、武器輸出を全般的に禁じたものでは決してない。

「第5章 武器輸出禁止規範の形成」では、1970年代の国内外の政治環境の変化と規範形成の関係を説明する。オイルショックの影響を受け、防衛産業は内需縮小により一転して武器輸出三原則の緩和に向けた要望を行った。しかし、日中国交正常化交渉を控えた田中は、武器輸出三原則が憲法に基づく平和主義の影響を受けているとの見解を示した。ここで政府は初めて、武器輸出禁止を「軍事的利益」や「経済的利益」に加えて憲法の「平和主義」から導き出されるものとして説明したのである。

三木政権は、三原則該当地域以外への武器輸出については、武器輸出三原則が禁止していないことを改めて表明したものの、結果的に「武器輸出に関する政府の統一見解」と「武器輸出問題に関する決議」が出されることとなった。そしてこの1976年において「武器輸出禁止規範」が「形成」された。1981年2月、内閣法制局長官をして「わが国の憲法が平和主義を理念としているということにかんがみますと、当然のことながら、武器輸出三原則は憲法の平和主義の精神にのっとったものであるというふうに考えております」と答弁せしめたのは、規範の作用であったとあってよいだろう。日本兵器工業会は、その定款の実施事業項目から「輸出振興に関すること」という文言を削除し、防衛産業の戦略も大きく変化した。

「第6章 武器輸出禁止規範の限界」では、1981年6月にアメリカから提起された対米武器技術供与問題に対して、中曽根内閣が1983年にアメリカを三原則と統一見解の例外とすることを決定した経緯と要因が説明される。この時期、各国の技術レベルが向上し、アメリカはNATO諸国への技術移転協力の要請に加えて、当時最先端のエレクトロニクス技術を有する国となった日本に対しても関心を寄せるようになった。つまり、この時期において米国は日本の持つ汎用技術分野での技術力向上に安全保障上の意味合いを見いだしたのである。1979年のアフガニスタン侵攻を契機として冷戦が新たな段階を迎えた当時、アメリカ国防総省は武器調達の方針を転換し、日本をはじめとする同盟国からの軍事技術の移転を求めるようになった。そして、軍事技術の移転に際して障害となる日本の武器輸出三原則は、米国側からの直接的な批判に晒されることとなった。日米同盟の深化を図る中曽根政権は、三原則の運用の再検討を必要とした。もちろんそれは、例えば三原則の廃止などを政治的にも論理的にも必要とするわけではない。三原則は、むしろ日本の国益と冷戦戦略にかなうも

のであることは言うまでもない。実際にアメリカ以外に輸出対象国を増やす必要があったわけではない。単に統一見解（1976年）の解釈の変更が合理的に必要であったのである。

もとより三原則の有無にかかわらず在日米軍への武器納入は続けられており、アメリカへの直接輸出は日米同盟の共同利益を優先するという点において何ら変化はない。しかし在日米軍相手ではない武器の「輸出」という形態をとることが三原則や統一見解との論理的矛盾をきたすことだけが問題であった。しかしこの結果は、三原則が形成されてきた経緯と矛盾するものではない。三原則は日米同盟を基礎とする日本の国益を守るために形成されてきたものであり、1983年の対米例外適用はその延長にすぎないのである。しかし規範の観点からアプローチするならば、中曽根政権が「武器輸出禁止規範」の「限界」を明らかにしたと理解することが可能である。

最後の「終章」は総括部分である。「武器輸出三原則」のうち「(1) 共産圏諸国向けの武器輸出禁止」、「(2) 国連決議により武器等の輸出が禁止されている国向けの武器輸出の禁止」については、米国による対共産圏輸出統制の延長線上に位置する政策であると評価でき、これらは日本国憲法が謳う平和主義の帰結ではなく、米国の対共産圏への輸出統制政策の一環として形成された、「軍事的利益」や「経済的利益」を内在化したものであった。同時に防衛産業の有する市場の不安定性により、通産省も外貨獲得の有力な手段として当初は認めていたが、予算措置などを通じた防衛産業への政策を講じることはなかった。このような状況下において発生した中東紛争に対応した鳩山政権は、武器輸出を慎重に取り扱い、武器輸出三原則の第三原則の基礎が形成されたのが国益重視の観点による政策決定であったことを再度強調する。この総括を通じて、最初の問いに対する回答が要約されることで結ばれている。

< 論文審査の結果の要旨 >

審査委員会は本論文の評価すべき点、今後に残された課題について次のように整理するにいたった。

1 本論文の意義

まず評価すべき点の第一は、先行研究が用いた構成主義による理解の限界を示し、丹念に歴史史料を用いて武器輸出三原則を形成せしめた国際・国内要因を国益の観点から明らかにしたことである。また武器輸出三原則とその後の統一見解が憲法の平和主義の精神に即したものであるとして解釈されるに至った過程を明晰に追跡することで、三原則のうち2つが憲法の平和主義ではなく日米同盟に即した歴史的既存性によることを示し、学界の研究水準を高めることに貢献するという点である。とりわけ朝鮮戦争という日本にとって危機・飛躍の両面をもつ紛争が勃発したことは、武器輸出の禁止と在日米軍への武器納入の開始という戦後日本の武器管理政策の大いなる矛盾を生み出すこととなった。

第二は、戦後から1960年代に至るまで、日本の防衛産業が武器輸出を実際に行っていた

という史実とその意義についての国際政治的理解である。紛争地域への武器輸出も選択肢として存在しなかったわけではない。すでにこの史実自体は先行研究で知られていたところであるが、輸出の活路が見いだされにくかった理由を本論文は、鳩山政権の国益追求の優先に求めている。武器輸出三原則の第三原則の基礎が冷戦の文脈、とりわけ対ソ・対中東の文脈で決定されてきたことを具体的に説明したのは本論文以外他にない。

第三は、武器輸出三原則を憲法の平和主義の仮装を纏って解釈しはじめたのが、政府・与党においては田中角栄（通産相）をもって嚆矢とすることを明らかにした点である。佐藤が出した三原則は、あくまで歴史的既存性による武器輸出を是としその例外として禁輸条件の三原則を非として提示したにすぎない。しかしその9年後、三木が原則と例外を逆転させる形で禁輸を一般化する。この間隙に政治的に登場したのが田中である。日中国交正常化を推進した田中が憲法の平和主義と武器禁輸の規範の結合者となった。むろんそれまでも両規範を結合しようとした者は、概念の演繹あるいは創発を試みた左翼勢力を中心に寡少ではなかった。しかし政権与党においてそれを開始したのが田中であり、その背後の対中外交の存在を本論文は喝破した。本論文は可能な限りその過程に対する透徹した洞察を行い、その背景に日本の新たな国益が存在していたことを示した意義はきわめて大きい。

2 本論文の課題

本論文において残された課題について指摘する。

第一に、本論文が批判的に用いようとした構成主義についての理解である。構成主義については他分野における受容が先行し、日本の国際政治学界における理解はその後塵を拝している。構成主義の定義や方法論については未だ変容しつつあり、実際に現実主義・構成主義的アプローチや自由主義・構成主義的アプローチといった、他の方法論との結合が試みられている。こうした方法論の変遷を一層取り入れることで、事例の説明がよりの確になされたのではないかと考えられる。

第二に、本事例に大いに関与するアメリカ政府側の史料の活用についてである。学位申請者はすでにアメリカの National Archive 等を訪問し史料収集を試みているが本事例を説明するに十分渉猟しているとは言いがたい。同様に日本側史料についても政策史の観点から一層の史料が必要となる。

以上、本論文の意義及び課題を示した。総じて、本論文が日本の武器輸出管理政策の分野で論じられてきた基礎に新たな知見を加えたものであると考える。

<試験または学力確認の結果の要旨>

本論文に関する審査委員会の口頭試問は、2014年1月16（木）日10:00～11:00、洋洋館983教室において審査委員3名によって行われ、公聴会は同年1月31日（金）15:00～16:00、洋洋館955教室において開催された。

学位申請者は、本学学位規定18条第1項該当者であり、本学学位規則に基づき学力の確認は免除されているが、審査委員会は、論文審査ならびに口頭試問を通じて、本学大学院博士課程後期課程修了者として十分な基礎学力を有すると判断した。また外国語の学力については、本論文で外国語による研究文献の参照がなされ、研究遂行に必要と考えられる能力を有していると判断する。

以上により、本審査委員会は、学位申請者に対して「博士（政策科学） 立命館大学」の学位を授与することが適当であると判断する。